

伊丹市介護保険課

要介護・要支援認定申請書の郵送申請における
認定有効期間開始年月日の取り扱いについて（通知）

平素は、伊丹市介護保険事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本郵便株式会社において令和3年10月から普通郵便の「土曜配達中止」が実施され、令和4年1月頃に「お届け日数の繰り下げ」が予定されております。

今後の要介護・要支援認定申請書の「郵送申請」における認定有効期間開始年月日の取り扱いについては、下記のとおりといたしますのでご理解ご協力いただき、日数に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

記

1 新規申請（介護申請含む）・変更申請について

- ・原則、介護保険要介護・要支援認定申請書の「申請年月日」欄に記載されている日を、認定有効期間開始年月日とさせていただきます。

（郵送申請の場合、原則、申請年月日は投函日でご記入をお願いいたします）

- ・記入された「申請年月日」と受理日（伊丹市役所に郵便物が到着し、介護保険課で内容確認した日）が約1週間以上空いている場合に限り、介護保険課から申請者へ電話等で申請年月日（認定有効期間開始年月日）の日付を確認させていただきます。

（年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇による市役所閉庁の場合は、考慮いたします）

- ・要介護・要支援認定申請書に「申請年月日」が記入されていない場合は、受理日（伊丹市役所に郵送が到着し、介護保険課で内容確認した日）を認定有効期間開始年月日とさせていただきます。

2 更新申請について

- ・原則、受理日を認定有効期間開始年月日として取り扱います。
- ・更新申請受付開始日より前に郵送で認定申請書が受理された場合は、更新申請受付開始日を認定有効期間開始年月日として取り扱います。
- ・更新申請受付開始日より後に認定申請書が受理された場合は、原則、受理日を認定有効期間開始年月日として取り扱います。（新規申請の処理になります）

(問い合わせ先)伊丹市介護保険課
電話：072-784-8037
担当：認定・給付グループ